

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和3年度関税改正の概要及び論点
著者 / 所属	渡邊 将史 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	431号
刊行日	2021-2-5
頁	34-42
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和3年度関税改正の概要及び論点

渡邊 将史

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 令和3年度関税改正の概要
3. 主な論点

1. はじめに

令和3年度の関税率及び関税制度の改正に係る審議は、令和2年10月23日、財務大臣の諮問機関である関税・外国為替等審議会（以下「審議会¹」という。）において開始された。その後、11月9日及び30日の審議を経て、審議会は12月10日、令和3年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申書を取りまとめた。同答申書を踏まえ、与党税制改正大綱²が同日に決定され、12月21日に政府税制改正大綱³が閣議決定された。

本稿では、令和3年度関税改正の概要を紹介するとともに、その主な論点について整理する。なお、本稿における「令和3年度関税改正」とは、与党税制改正大綱及び政府税制改正大綱で示された令和3年度の関税改正の案であり、審議会資料を中心にその内容を整理することとする。

2. 令和3年度関税改正の概要

(1) 暫定税率等の適用期限の延長等

ア 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から適用期限を定め、基本税率⁴を暫定的に修正する税率であり、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）で定められている。我が国では、暫定税率の水準や必要性を見直すため適用期限を1年とし、毎年度、延長の適否等を検

¹ 審議会には、その所掌事務のうち、関税率の改正その他の関税に関する重要事項の調査審議及び相殺関税等に関する事項の処理を行う「関税分科会」が設置されており、主な審議は同分科会で行われている。

² 「令和3年度税制改正大綱」（令2.12.10 自由民主党・公明党）

³ 「令和3年度税制改正の大綱」（令2.12.21 閣議決定）

⁴ 基本税率は、中長期的な観点から内外価格差や真に必要な保護水準を勘案して設定される税率であり、関税率法（明治43年法律第54号）で定められている。

討している。

令和3年度関税改正では、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮し、令和3年3月31日に適用期限が到来する416品目に係る暫定税率の適用期限を令和4年3月31日まで1年延長することとしている。

イ 特別緊急関税制度の適用期限の延長

特別緊急関税制度（SSG：Special Safeguard）は、平成6年のウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化されたバター、米、麦等の農産品について、関税化措置の代償に、輸入急増時等の安全弁として設けられた制度である。当該農産品の輸入数量が一定の水準を超えた場合又は課税価格が一定の水準を下回った場合に、自動的に関税率の引上げを行うものであり、平成7年に導入された。SSGは、暫定税率と一体的な制度として適用期限が1年と定められており、毎年度、延長の適否等が検討されている。

SSGに係る品目はEPA等の国際交渉の対象となり得るものであり、交渉状況を予断なく注視する必要があること、引き続き国内産業を保護する必要があることに鑑み、令和3年度関税改正では、暫定税率と同様に令和3年3月31日までとなっているSSGの適用期限を令和4年3月31日まで1年延長することとしている。

ウ 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ

加糖調製品は、砂糖に砂糖以外の食品素材を混合したものであり、菓子類、飲料等の原料として使用されている。平成2年の輸入自由化以降、安価な加糖調製品の輸入量が大幅に増加しており、国内の砂糖需要を一部代替している。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「TPP11」という。）における加糖調製品に係る関税割当制度⁵の導入等により、価格面で不利な国内産糖の支援への影響が懸念されたため、TPP11発効時（平成30年12月30日）、加糖調製品が糖価調整制度⁶における調整金の対象に追加された⁷。これにより実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、加糖調製品と国産の砂糖との間には依然として価格差がある。

図表1 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ（案）

主な品名	現行税率	改正案	引下げ幅	(参考) 令和3年度 TPP11税率	主な品名	現行税率	改正案	引下げ幅	(参考) 令和3年度 TPP11税率
ココア粉	25.8%	24.4%	▲1.4%	24.3%	コーヒーのエキス	16.9%	14.5%	▲2.4%	14.4%
ココアの調製品	25.0%	24.0%	▲1.0%	23.9%	たんぱく質濃縮物	15.3%	13.4%	▲1.9%	13.3%
ミルクの調製品	26.6%	25.5%	▲1.1%	25.4%	乳糖を含有する調製食料品	26.6%	25.5%	▲1.1%	25.4%

（出所）政府税制改正大綱を基に筆者作成

⁵ 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率の関税（一次税率）を適用することで需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、一定の輸入数量の枠を超える分については、比較的高税率の関税（二次税率）を適用することで国内生産者の保護を図るものである。

⁶ 糖価調整制度は、外国産原料糖の輸入者から調整金を徴収し、これを財源として国内の生産者及び製糖事業者を支援するものである。国内産と外国産の原料糖を比較すると、てん菜糖で約2倍、甘しゅ糖で約6倍の価格差があるが、同制度により価格バランスが取れ、国内における両者の価格が同水準となる仕組みである。

⁷ 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平29.11.24 TPP等総合対策本部決定）に基づく。

令和3年度関税改正では、令和3年度のT P P 11 税率の設定状況等を踏まえ、国内産糖への支援に充当する調整金収入の拡大を可能とし、両者の価格差を更に縮小するため、加糖調製品のうち6品目について、暫定税率を引き下げることとしている（図表1）。

エ 沖縄に係る関税制度上の特例措置の適用期限の延長

沖縄については、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号、以下「沖振法」という。）に基づき、各種税制上の特例措置が設けられている。関税暫定措置法による関税制度上の特例措置としては、選択課税制度及び特定免税店制度⁸が講じられている。

選択課税制度は、国際物流拠点産業集積地域⁹の保税工場¹⁰等において外国貨物を原料として加工又は製造された製品について、輸入者が原料課税（原則）か製品課税かのいずれか低い方を選択できる制度である。適用期限は、平成31年度関税改正により2年延長され、令和3年3月31日までとなっている。

選択課税制度が沖振法に基づく国際物流拠点産業集積地域に関する税制上の特例措置の一環であることに鑑み、令和3年度関税改正では、同制度の適用期限を沖振法の適用期限である令和4年3月31日まで1年延長することとしている。

（2）個別品目の関税率の見直し

令和3年度関税改正では、輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ、調達価格上昇に伴う関税負担の軽減及び国内産業の競争力維持等を図る観点から、PVC（ポリ塩化ビニル）製使い捨て手袋等3品目について関税率を無税とすることとしている（図表2）。

図表2 個別品目の関税率の見直し（案）

品目名	使用用途	現状		令和元年度 輸入額※1	基本税率 (WTO協定税率)	改正案
		調達状況	需要見込み、懸念等			
PVC(ポリ塩化ビニル)製使い捨て手袋※2	医療・介護現場等における感染症対策や汚物処理等に使用される。	中国、ベトナム等からほぼ全量を輸入	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界的に需要が急増し、調達価格が上昇しており、国内の医療・介護現場等への供給に支障を及ぼすおそれがある。	437億円	5.8% (4.8%)	無税 (暫定税率) ※3
NDC(2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル)	主にPEN(ポリエチレンナフタレート)樹脂の原料として使用される。同樹脂はデータ記録用テープ素材、医薬品用容器及び給食用食器等に使用される。	米国から全量を輸入	PEN樹脂は耐熱性や耐薬品性等の面で他の競合品より優れ、今後の需要増が見込まれる。NDCの調達コストは年々増加し、最終製品への価格転嫁、国内PEN樹脂メーカーの事業継続困難等が懸念される。	81億円	4.6% (3.1%)	無税 (基本税率)
MPDA(メタフェニレンジアミン)	主にメタ系アラミド繊維の原料として使用される。同繊維は消防用防火服や自動車部品用基材等に使用される。	中国、インドから全量を輸入	国産メタ系アラミド繊維は、長期耐熱性や難燃性等の面で海外製より優れ、今後も一定の需要が見込まれる。MPDAの海外供給減少により価格が上昇する中、海外メタ系アラミド繊維メーカーの製造プラント増設が予定され、今後、市場の価格競争激化が見込まれる。	80億円	5.3% (3.5%)	無税 (基本税率)

※1 当該物品が属する分類の輸入額であり、当該物品の輸入額とは異なる。 ※2 厚さ0.2mm未満のものが対象。

※3 需要急増及び価格上昇の要因が新型コロナウイルス感染症の感染拡大であることから、今後の状況等を踏まえるため、暫定税率により無税化。

（出所）審議会資料を基に筆者作成

⁸ 特定免税店制度は、沖縄の市中又は空港の免税店において、沖縄から本土への出域旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除する制度である。同制度の適用期限は、令和2年度関税改正により2年延長され、令和4年3月31日までとなっている。

⁹ 相当量の貨物を取り扱う開港又は税関空港に隣接等している地域であり、沖縄県知事が定めるもの（現在、「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」及び「うるま・沖縄地区」の2地区）。

¹⁰ 外国貨物について関税などを課さないままで加工、製造できる場所として税関長が許可した場所を指す。

（３）特恵関税制度の適用期限の延長

特恵関税制度は、開発途上国等を原産地とする特定の輸入品について、先進国が一般の関税率よりも低い関税率（特恵税率）を適用することで、開発途上国等の輸出所得の増大等を図り経済発展を支援するものである¹¹。

特恵関税制度は、昭和46年の導入以来、10年ごとに4度延長されてきており¹²、令和3年3月31日に適用期限が到来する。また、同制度の適用期限内においても、全面適用除外措置及び部分適用除外措置の適用基準の見直し等が行われてきた¹³。

特恵関税制度には、令和3年1月1日現在、128か国・5地域が特恵受益国等の指定を受けている一般特恵¹⁴に加え、特別特恵（LDC特恵）が併存している。LDC特恵は、特恵受益国等の中でも特に支援の必要性が高い46か国の後発開発途上国（LDC）に対し、一般特恵と比べて広い品目について無税・無枠の措置を講ずるものである。

令和3年度関税改正では、開発途上国等への支援が引き続き重要であること、開発途上国等へ投資等をする企業の予見可能性を確保する必要があることを踏まえ、特恵関税制度の適用期限を令和13年3月31日まで10年延長することとしている。

（４）HS条約の改正に応じた関税率表の改正

HS条約¹⁵は、国際貿易の円滑化の観点から各国の関税率表の品目分類等を統一するため、世界税関機構（WCO）において協議、採択され、昭和63年1月1日に発効した。同条約締約国は、自国の関税率表及び統計品目表をHS条約附属書の品目表（HS品目表）に適合させる義務がある¹⁶。そのため、我が国の関税率表（関税定率法及び関税暫定措置法の別表）は、HS品目表に基づいて作成されている。

HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易量の変化等に対応するため、これまでに6度、おおむね5年ごとに改正されている。我が国では、当該改正品目表が発効する年度の関税改正の際に関税率表を改正してきた。令和元年6月のWCO総会で採択された次期HS品目表は、令和2年1月に締約国に受諾され、令和4年1月1日から適用されることとなった。国際貿易における商品の98%以上が同表に基づく分類となっているため、円滑な貿易の実現に資するよう遅滞のない対応が求められている。

令和3年度関税改正では、HS品目表の改正に応じ、関税率表の項等の記載を改正するとともに、品目の統廃合に伴う税率の調整を行うこととしている。

¹¹ 昭和43年に国連貿易開発会議（UNCTAD）において一般的な特恵関税制度の開始が合意された。昭和46年に関税及び貿易に関する一般協定（GATT）において最恵国待遇（GATT第1条）の例外として暫定的承認（10年間）が決定され、昭和54年に恒久的な例外扱いとすることが決定された。

¹² GATTにおいて10年間の暫定措置とされたこと、経済発展の支援を目的とし投資等の必要性を判断する上で、長期的な期限設定が必要であることから、適用期限を10年間として延長されてきた。

¹³ 例えば、平成30年度には農水産品のうち中国産7品目及びブラジル産2品目、鉱工業品のうち中国産861品目が適用除外に、31年度には中国、タイ、メキシコ、マレーシア、ブラジルの5か国が適用除外になった。

¹⁴ パラオが全面適用除外の要件を満たしたため、令和3年4月以降、特恵受益国等は127か国・5地域となる。

¹⁵ 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System）

¹⁶ 令和2年10月現在の条約締約国は160か国・地域であり、条約未締約の適用国等を含めると200以上の国・地域が自国の関税率表としてHS品目表を採用している。

(5) 災害等による納期限等の延長制度の拡充

現行制度上、関税においては、災害発生後、告示により地域を指定し、納期限等を延長できる制度（以下「地域指定による期限延長」という。）がある¹⁷。地域指定による期限延長をした場合、税関長は、指定地外検査許可手数料等の還付等を行うことが可能となる。

一方、内国税¹⁸においては、同様の地域指定による期限延長のほか、納付等をすべき者の申請に基づき税務署長等が期限延長をすること（以下「個別指定による期限延長」という。）や、e-Tax の使用不能等により期限までに納付等を行うことができない者の範囲を指定して期限延長をすること（以下「対象者指定による期限延長」という。）が可能となっている。

令和3年度関税改正では、内国税と同様に関税においても個別指定による期限延長、対象者指定による期限延長が可能となるよう措置することとしている（**図表3**）。また、被災者支援の観点から、災害等が発生した場合の指定地外検査許可手数料等の還付、軽減又は免除についても、その適用範囲を拡大することとしている。

図表3 災害等による納期限等の延長制度の拡充（案）

	関税(案)	(参考) 内国税	拡充のメリット等
地域指定による 期限延長	可	可	
個別指定による 期限延長	不可 → 可	可	地域指定による期限延長に係る告示発出までの間に期限が到来する納付等について、適時の対応が可能となり、被災者の予見可能性向上につながる。個別の事情を勘案して期限延長する等のきめ細やかな対応が可能となる。
対象者指定による 期限延長	不可 → 可	可	NACCSがサイバー攻撃等により使用不能となり、多くの者が納付等を行うことができない場合、機動的な対応が可能となる。

（出所）筆者作成

(6) 税関関係書類における押印義務の見直し

骨太方針2020¹⁹では、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直す」こととされている。税関関係手続のうち、法律・政令・省令・通達において押印を求めているものの大部分については、NACCS²⁰によりデジタル化が図られており、実態として押印が不要とされている一方、引き続き押印義務が課されている手続も一部存在している²¹。

令和3年度関税改正では、行政のデジタル化、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、輸出入者・通関業者等の新しい働き方を支援するため、これまでのデジタル化に伴い既に実態として押印が不要となっている手続も含め、改めて押印の必要性を精査し、原則として押印義務を廃止することとしている。

¹⁷ 新型コロナウイルス感染症については、令和2年5月11日、財務省告示第122号により全国を指定済み（令和3年1月8日現在、約160件の利用が確認されている）。

¹⁸ 国が徴収する国税のうち、関税、とん税及び特別とん税を除いた税の総称。

¹⁹ 「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(令2.7.17閣議決定)

²⁰ 輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)：入出港する船舶等及び輸出入される貨物について、税関等の手続、関連民間業務をオンライン処理するシステム。

²¹ 例えば、通関業法(昭和42年法律第122号)第14条(税関に提出する通関書類について、内容を審査した通関士が記名押印)、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第4条の16第2項(納税申告書を補正する場合、補正する者がその補正箇所を押印)など。

（７）通関時における関税等の納付手段の多様化

現在、我が国に入国する旅客等の携帯品等については、商業貨物等の通関（一般通関）よりも簡易な手続である旅具通関が利用されている。一般通関の場合は現金による関税等の納付に加えてキャッシュレス納付²²が可能となるが、旅具通関の場合は現金納付のみに限られている²³。

入国旅客等に係る旅具通関の際にもクレジットカード等を利用した小口のキャッシュレス納付を可能とすれば、旅客等の利便性の向上や通関の円滑化につながる。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた非接触型決済ニーズの高まりにも対応できる。

令和３年度関税改正では、旅具通関における関税等の納付手段を多様化し、あらゆる貨物の通関時にキャッシュレス納付が可能となるよう、クレジットカードやスマートフォンを利用した小口のキャッシュレス納付に係る規定を整備することとしている。

（８）納税環境の整備

関税法では、貨物を業として輸出入する者、特定輸出者及び特例輸入者は、関税関係帳簿を備え付け、同帳簿及び関税関係書類を保存しなければならない²⁴（関税関係帳簿と関税関係書類を合わせ、以下「関税関係帳簿書類」という。）。関税関係帳簿書類は、関税法において準用する電子帳簿保存法²⁵の規定により、電子的に保存等ができることとされているが、所定の要件を満たした上で承認を受ける必要があるため、その利用は限られている。

令和３年度の内国税関係の税制改正では、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上等による記帳水準の向上に資するため、電子帳簿保存法を改正し、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続の見直しを行う予定となっている。

令和３年度関税改正では、内国税の見直しと同様、関税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続の見直しを行うこととしている。具体的には、①電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化、②スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設、③電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し及び保存方法の適正化の３点であり、令和４年１月１日以後に適用されることとなっている。

３．主な論点

（１）暫定税率等の設定期間の在り方

令和３年度関税改正では、暫定税率が設定されている４１６品目の適用期限を延長する予定だが、そのうち約８割の３２９品目については、２０年以上現行の税率水準が継続されている（図表４）。これまでの議論に目を向けると、審議会では、基本税率化の際には暫定税率

²² オンライン・リアルタイム口座振替方式やマルチペイメントネットワーク方式（ＡＴＭ、インターネットバンキング等による方式）によるキャッシュレス納付が可能となっている。

²³ 旅具通関の範囲を超える場合は一般通関扱いとなり、キャッシュレス納付が可能となる。

²⁴ 関税法第７条の９第１項、第６７条の８第１項、第９４条第１項及び第２項。「関税関係帳簿」は、当該貨物の品名、数量、価格その他の必要な事項を記載した帳簿。「関税関係書類」は、同帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した仕入書等の書類のうち、輸出入申告の際に税関に提出した書類以外のもの。

²⁵ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成１０年法律第２５号）

として設定されてきた経緯等を十分考慮する必要がある等の論点整理²⁶がなされ、委員会審査では、暫定税率が長期間設定され続けている状況を踏まえた基本税率化の必要性等についての指摘があった²⁷。暫定税率の設定が長期間続き、既に定着していると考えられる場合には、暫定税率を廃止し、同水準の基本税率を設定することを検討する必要がある。

また、PVC製使い捨て手袋については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する需要増や価格上昇であることを踏まえ、暫定税率により無税化することとされている。審議会では、国内産業への補助金の対象とする一方で関税率を引き下げることの妥当性、正常化に向けて状況変化に応じた見直しを行う必要性が指摘された²⁸。同感染症の感染状況、産業構造の変化等を引き続き注視するとともに、将来的に望ましい制度とするためにも、暫定税率廃止までの目途を示す等の工夫が求められる。

図表4 暫定税率の設定期間別の品目数

設定期間	品目数	割合
10年未満のもの	25	6%
10年以上20年未満のもの	62	15%
20年以上30年未満のもの	312	75%
30年以上40年未満のもの	10	2%
40年以上のもの	7	2%
合計	416	100%

329
(79%)

※ 現行の制度・税率水準が設定されてから令和3年1月1日までの期間(年度)を基に集計

(出所) 財務省資料を基に筆者作成

(2) 加糖調製品に係る暫定税率の引下げ効果の検証等

審議会では、加糖調製品の輸入自由化以降約30年間における国内産糖の価格、生産性、生産量等に係るデータの詳細な分析²⁹、生産農家を守る仕組みの政策効果の検証³⁰、製造コストの削減など国内産糖の生産・加工の合理化³¹等の必要性について議論があった。

これを受け、答申書では、「加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果等について、農林水産省に検証を求める」とともに、「加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的取組についても、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に説明を求める」こととしている。

健康志向の高まりに伴う消費者の低甘味嗜好や加糖調製品の輸入増を背景に、砂糖の消費量は近年減少傾向で推移している。生産量と消費量のバランスに配慮するとともに、マーケットを拡大する方策についても検討が必要となる。

²⁶ 関税・外国為替等審議会関税分科会、財務省関税局『平成25年度関税改正に関する論点整理』(平25.1.24)

²⁷ 第201回国会参議院財政金融委員会会議録第7号6頁(令2.3.26)など。

²⁸ 関税・外国為替等審議会関税分科会(令2.11.9開催)における宮島香澄専門委員の発言。

²⁹ 関税・外国為替等審議会関税分科会(令2.11.9開催)における伊藤恵子委員の発言。

³⁰ 関税・外国為替等審議会関税分科会(令2.11.9開催)における根本敏則委員の発言。

³¹ 関税・外国為替等審議会関税分科会(令2.11.9開催)における村上秀徳専門委員の発言。

(3) 沖縄に係る関税制度上の特例措置の活用等

選択課税制度は、平成 10 年度に創設された後、沖振法の適用期限に合わせて 5 年ずつ延長されてきたが、平成 29 年度関税改正時に延長幅が 2 年に短縮された。短縮の理由について、財務省は当時、「制度の利用状況や沖縄の経済状況等を踏まえた、よりきめ細かな検証を可能とするため」と答弁していた³²。

令和 3 年度関税改正では、選択課税制度の適用期限を 1 年延長する予定だが、同制度は平成 17 年度に 4 件利用された後、約 15 年間利用されていない³³。制度の利用状況を踏まえるのであれば、今回の適用期限の延長には疑問が残る。延長をする場合には、選択課税制度が利用されない理由を検証するとともに、関税制度上の特例措置である選択課税制度及び特定免税店制度の利用促進に向けた取組等を同時に実施することが求められよう。

(4) 特惠関税制度の課題

審議会では、特惠関税制度について指摘されている 3 つの課題について議論があった。

1 点目は、我が国における特惠関税制度の利用率が他の先進国と比較して低調である点である。特惠受益国等の範囲に違いはあるものの、我が国の特惠利用率は 33.7%と諸外国に比べて低く、一般特惠の利用率は 6.9%と極端に低い（図表 5）。

図表 5 特惠関税制度の国際比較

	日本	米国 ※4	EU	カナダ
導入年度	1971年	1976年	1971年	1974年
適用期限	10年	3年	10年	10年
一般特惠対象国数	133か国・地域	119か国・地域	23か国・地域	106か国・地域
LDC特惠対象国数	上記のうち 46か国・地域	上記のうち 44か国・地域	48か国・地域	上記のうち 49か国・地域
特惠税率	有税・無税	すべて無税	有税・無税	有税・無税
特惠適用輸入額(a) ※2	5,344億円	344億ドル	813億ドル	27億ドル
うち一般特惠	740億円	226億ドル	493億ドル	5億ドル
うちLDC特惠	4,604億円	118億ドル	320億ドル	22億ドル
特惠対象輸入額(b) ※2、3	15,877億円	624億ドル	1,481億ドル	38億ドル
うち一般特惠	10,759億円	441億ドル	1,135億ドル	12億ドル
うちLDC特惠	5,118億円	183億ドル	346億ドル	26億ドル
特惠利用率(a/b)	33.7%	55.1%	54.9%	71.1%
うち一般特惠	6.9%	51.2%	43.4%	41.7%
うちLDC特惠	90.0%	64.5%	92.5%	84.6%

※1 一般特惠とはLDC特惠受益国を除く特惠受益国による実績値。LDC特惠とはLDC特惠受益国による実績値。

※2 諸外国は2018暦年、日本は2019年度(2019年4～12月は確定値、2020年1～3月は確報値)。

※3 特惠受益国等からの特惠対象品目に係る輸入額の合計から、実行税率が無税である品目に係る輸入額を除いたもの。

※4 特惠適用輸入額及び特惠対象輸入額は、アフリカ成長機会法による特惠(108億ドル及び139億ドル)を含めた値。

(出典) 日本は財務省貿易統計・関税局調べ。諸外国はWTO Integrated Database (IDB)調べ。

(出所) 審議会資料を基に筆者作成

³² 第 193 回国会衆議院財務金融委員会議録第 10 号 10～11 頁（平 29. 3. 22）など。

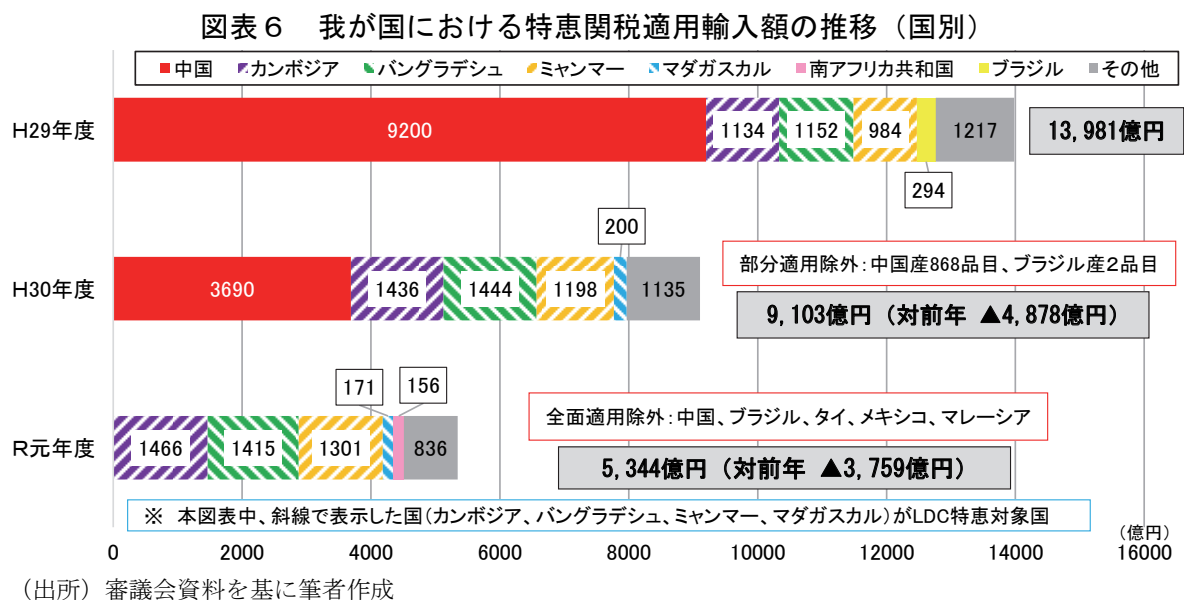
³³ 令和 3 年 1 月 8 日現在、国際物流拠点産業集積地域において税関長の許可を受けた保税工場等はない。

2点目は、前回、平成23年度関税改正において特惠関税制度の適用期限を延長して以降、10年間の環境変化である。我が国では、特惠受益国等を含めたEPA等の発効が増加し³⁴、多くの製品について無税又は低税率の譲許が図られることで、特惠関税制度の機能が一部代替されている状況にある。また、米国やEUでは、EPA等を締結した国等に対し、特惠関税制度を適用除外とする運用をしている。一方、我が国の運用では、特惠受益国等に対し、EPA等に加えて特惠関税制度も適用していることにより、制度が複雑化している点が課題として挙げられた。

3点目は、平成30年及び令和元年のWTO原産地規則委員会において、後発開発途上国向けの特恵関税制度を中心に、原産地規則が他国に比べて厳格であり、特惠利用の阻害要因となっていると指摘されている点である。

審議会では、我が国の特惠関税制度の低調な利用率に関し、国や地域ごとに戦略的に活用する米国等と、世界中を同一基準で活用する我が国とでは状況が異なる点に考慮が必要との意見があった³⁵。利用率が低調な要因については、更なる分析が必要だと考えられる。答申書では、同制度対象国からの輸入実態や同制度の政策効果等を分析、検証する必要性が示されるとともに、検証等を経た上で、「必要に応じ、諸外国における運用等も踏まえ、適用期限にとらわれず対応を検討し、制度改正を行うことが適当である」と指摘された。

特惠適用輸入額については、その大部分を中国からの輸入が占めていたが、平成29年度における適用除外要件の見直しに伴い、LDC特惠対象国が大部分を占める構成へと変化した(図表6)。国際経済情勢や為替動向等が貿易に及ぼす影響を考慮しつつ、こうした構成変化が貿易の実態に与える影響について分析することも求められよう。



(わたなべ まさふみ)

³⁴ 令和3年1月現在、発効済み・署名済みのEPA・FTA等が21、交渉中が3。

³⁵ 関税・外国為替等審議会関税分科会(令2.11.9開催)における村上秀徳専門委員の発言。